

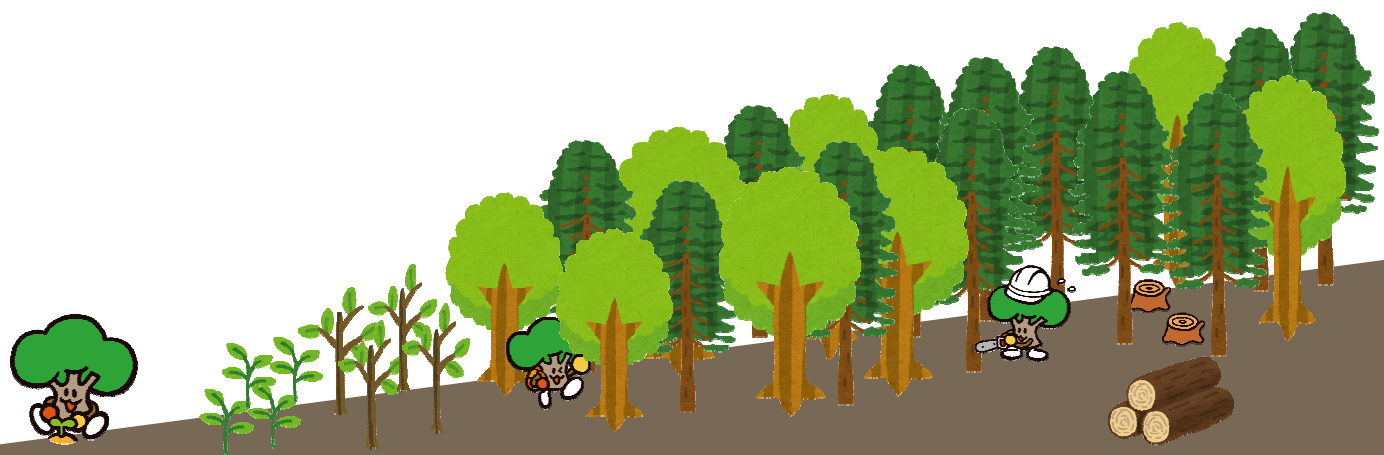


広島県庄原市東城町

第4期（令和4年度～令和8年度）

ひろしまの森づくり事業に関する推進方針

令和4年3月
広島県



目 次

第1章	総論	1
第2章	第3期の検証結果について	2
第3章	森林を取り巻く環境の変化について	3
	社会情勢の変化	3
	森林状況の変化	5
	森林経営管理制度の開始	6
	ひろしまの森づくり県民税と森林環境譲与税の活用	6
第4章	県民アンケート調査結果（県民の意見）について	7
第5章	森林・林業施策の基本方針について	8
	2025広島県農林水産業アクションプログラム	8
	本県の森林・林業施策の体系図	9
第6章	第3期の課題への対応について	10
	課題解決に向けた対応方針	10
	今後の必要な取組等	11
第7章	次期（第4期）における推進方針について	12
	取組の方針	12
	具体的な取組内容	13
	事業名一覧	18
第8章	ひろしまの森づくり県民税について	19
参 考	県民アンケート調査結果（法人の意見）について	20
参 考	他府県の独自課税の状況について	21

第1章 総 論

広島県では、森林を県民共有の財産として守り育て、健全な状態で次の世代へ引き継いでいくことを目的として、平成19年4月1日に「ひろしまの森づくり県民税」を創設し、これを財源として、県民の理解と参加を得ながら森林の整備や保全活動を行う「ひろしまの森づくり事業」に取り組んでいます。

本事業は、実施期間を一期5年間に区切り、事業の効果を検証し、制度の在り方について見直すこととしていることから、平成29年度から令和3年度までの5年間に実施した、第3期ひろしまの森づくり事業における取組の検証結果や、森林に関わる社会情勢の変化、県民の意見などを踏まえ、今後の必要性などについて検討しました。

その結果、将来にわたって森林の持つ公益的機能を維持・発揮させるために、令和4年度以降についても、「ひろしまの森づくり事業」を継続するとともに、その財源として「ひろしまの森づくり県民税」を延長することとし、第4期となる「ひろしまの森づくり事業に関する推進方針」を策定しました。

第2章 第3期の検証結果について

第3期に実施した事業について、施策区分ごとに評価し、制度の在り方の検討に必要な成果と課題を次のとおり抽出しました。

- 人工林対策では、急傾斜地で保全対象に近い箇所を集中的に実施した結果、公益的機能の増加が図られた一方で、絞り込みの傾斜基準については課題が残りました。
- 里山林対策では、地域住民等による森林保全活動の箇所数が増加した一方、地域が抱える里山の課題について把握が進んだ市町と進んでいない市町との間で整備面積に差が生じていました。
- その他の施策区分については、県産材の利用促進では更なる需要先の確保が必要である、森の守り手では活動継続に向けての人材確保やノウハウが不足している、また、県民理解の促進では森林に関心を持つための活動の停滞の恐れや県民税制度に対する理解の深まりが進んでいない、などが課題として挙げられました。

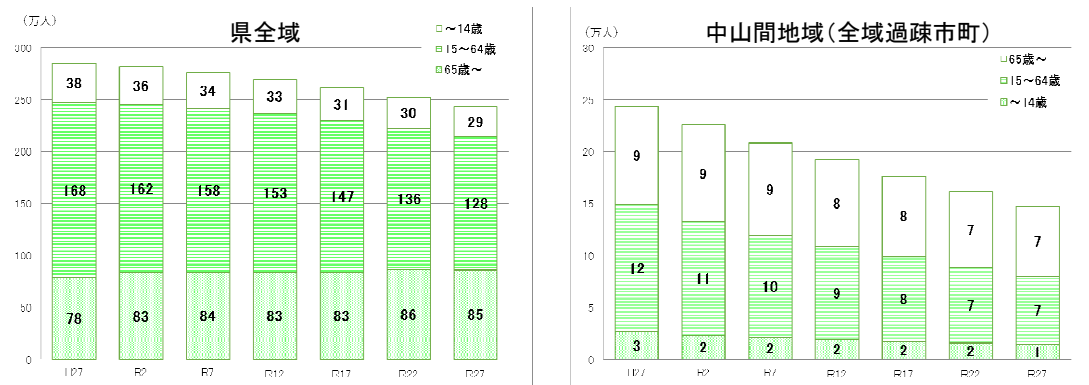
目指す姿	施策区分	成果	課題
森林の持つ公益的機能を持続的に発揮 (県民のだれもが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現)	整備の必要性が高い森林の再生	《人工林対策》 ●県民生活への影響が大きい急傾斜地を集中的に間伐した結果、4年間で2,703haを解消できた。 ●事業推進費の活用を推進した結果、所有者や境界の特定が困難な箇所の一部で事業実施ができた。	《人工林対策》 ➢H30豪雨災害では傾斜が緩い森林においても土砂災害が頻発した。 ➢不在村森林所有者の増加や世代交代が進んでいるため、同意の取得が年々困難になってきている。
		《里山林対策》 ●地域住民が森林と親しむ機会の創出や継続的な地域資源の管理につながった。 ●4年間で689haの里山林が整備でき、さらに事業実施の近隣地域での要望増加につながっている。	《里山林対策》 ➢地域住民等の活動範囲が地域内に限定され、活動地域に広がりが無い。 ➢地域が抱える里山の課題の把握が進んだ市町と進んでいない市町との間で整備面積に差が生じている。
	森林資源の利用促進	●住宅建築会社が建築する木造建築物で県産材が利用され、森林管理に貢献した。 ●安定供給協定の締結や、標準設計の採用など、県産材の供給に向けた仕組みが構築された。	➢小規模住宅建築会社では、人員が少なく県産材への切り替えに労力が割けないことから、県産材の利用が進んでいない。 ➢全国展開する住宅建築会社では、製品の安定的な調達に不安があることから、県産材の利用が進んでいない。
	新たな森の守り手の育成	●森林保全活動に取り組む新たな団体が設立されるなど、森の守り手が増加した。 ●森の守り手の多くは放置された里山林の環境を改善する目的で活動しており、地域の里山の保全につながっている。	➢森の守り手は、活動の継続に向けて人材確保や運営ノウハウの不足など、不安要素が大きい。 ➢過疎化や高齢化が進む地域では人材や体制の不足が顕著であるため、森林保全活動には地域差が生じている。
	県民理解の促進	●森林・林業とは関わりのなかった分野の団体まで活動参加が広がり、関心や理解が促進された。 ●有名スポーツ選手を起用した関心を誘導するCM動画放送等の実施により、認知度は25.7%(H27)から42.9%(R2)に大きく向上した。	➢令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響から活動が停滞し、従来の規模での再開が困難となっている。 ➢税の認知度は向上したが、その使途の認知度は5.5%と低い状況にある。

第3章 森林を取り巻く環境の変化について

社会情勢の変化

➤ 人口減少及び少子・高齢化

今後、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向の見込みであり、特に中山間地域においては減少が顕著となることから、林業の担い手不足のほか、不在村森林所有者の増加や世代交代の進行により、森林所有者の同意取得や境界確認が更に困難になることが懸念されます。



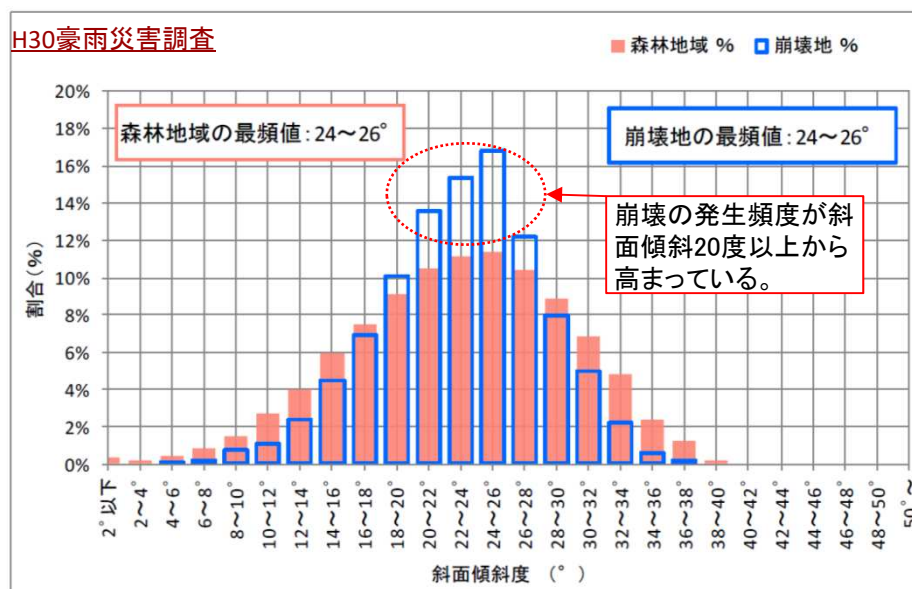
広島県の年齢別人口の推移

➤ 頻発する大規模災害

ひろしまの森づくり事業が開始された平成19年度以降をみても、平成22年7月豪雨、平成26年8月豪雨、平成30年7月豪雨、令和3年7月・8月豪雨といった大規模災害が頻発しており、山腹崩壊や林道・作業道の被災により、事業推進に影響が生じています。

特に、平成30年7月豪雨では、県内23市町のうち15市町において、7,610箇所の崩壊が発生しており、林野庁の調査によると、ひろしまの森づくり事業で間伐対象としている傾斜基準（30度以上）に満たない緩い傾斜（20度程度）においても、多数の崩壊発生が確認されています。

斜面傾斜度別の単位面積当たり崩壊発生箇所数グラフ



・平成30年11月林野庁「平成30年7月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム」資料

➤ 地球温暖化問題への認識の高まり

地球温暖化を防ぐためには、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度を増加させないことが重要であり、地球上の二酸化炭素循環の中で、森林はその吸収源として大きな役割を果たしています。

2015年のC O P 21（気候変動枠組み条約第21回締約国会議）で採択された、2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組みとなる「パリ協定」の下、国においては令和3年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050カーボンニュートラル」の実現を目指す長期戦略が策定され、森林の適切な経営管理や木材利用を進めることが、我が国の排出削減目標の達成に貢献するものとして位置づけられました。

本県においても、令和3年度からの10年間の計画として策定された「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」の中で、広島型カーボンサイクル構築に向けた取組として、森林吸収源対策を推進することとしています。

➤ 新型コロナウイルス感染症の流行

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、大人数が集まるイベントなどの集団行動が制限されたことから、森林関係のイベントやボランティア活動などに参加する機会が失われるなど、様々な分野で影響が生じました。

一方で、野外でのレクリエーションの再評価や、活動のオンライン化、デジタル技術の活用といった変化が表れています。



感染症対策を施した木育活動の実施(R2)



野外での体験活動の実施(R3)

森林状況の変化

➤ 手入れ不足の人工林の推移

長期間手入れされずに放置されている人工林は、ひろしまの森づくり事業により1.4万haが解消されましたが、依然として約3.8万ha存在しており、公益的機能の維持・発揮に向けて早期に整備する必要があります。しかし、前項で触れたとおり、不在村森林所有者の増加などの影響により、事業実施に至るまでの事務に時間を要しています。

第 1 期（H19 ～ H23）				第 2 期（H24 ～ H28）				第 3 期（H29 ～ R3）					
手入れ不足の人工林の解消を進めるために「ひろしまの森づくり県民税」を創設。H23末には4.6万haに減少。				依然として手入れ不足の人工林が多く存在することから、施策の継続と充実を図った。その結果、H28末には4.2万haに減少。				対象とする森林を急傾斜かつ人家・公共施設に近い箇所に絞り込みを図り、危険性の高い箇所を集中的に実施した。その結果、R3末には3.8万haに減少見込み。					
手入れが されている 森林 8.0 万ha	県・旧公社	2.0 万ha		手入れが されている 森林 9.4 万ha	県・旧公社	2.0 万ha		手入れが されている 森林 10.2 万ha	県・旧公社	2.0 万ha		2.2万haの 内、森づく り事業にて 1.4万haを 実施	
	旧公団	1.0 万ha			旧公団	1.0 万ha			旧公団	1.0 万ha			
	上記以外	5.0 万ha			上記以外	5.9 万ha			上記以外	5.8 万ha			
手入れ 不足の 森林 6.0 万ha	15年間 施業履歴なし	6.0 万ha		手入れ 不足の 森林 4.6 万ha	森づくり事業	0.5 万ha		手入れ 不足の 森林 3.8 万ha	森づくり事業	1.4 万ha		▲2.2万ha	
		4.6 万ha			15年間 施業履歴なし	4.2 万ha			15年間 施業履歴なし	3.8 万ha			
H18末				H23末				H28末					R3末見込み

2.2万haの内、森づくり事業にて1.4万haを実施

▲2.2万ha

➤ 放置された里山林における影響の拡大

従来、人との関わりにより成立してきた里山においても、人工林と同様、手入れされずに放置されるようになり、松枯れ等や風倒木の放置、竹林の侵入、藪化の進行などが県内全域で見受けられています。

放置された里山林では、植生や生態系の変化から、昔から維持されてきた景観が損なわれるだけでなく、枯損木などにより荒廃の進んだ森林では、土砂崩壊防止などの防災機能が十分発揮されないことや、倒木が人家や公共施設などに被害を及ぼす危険性も高まっています。また、農地近くの藪になった里山林は野生鳥獣の隠れ場所になることから、農地に野生鳥獣が出没しやすい環境を作ることになり、本県のイノシシによる農作物被害額は、令和元年度で3億5千万円（全国1位）となっています。

森林経営管理制度の開始

全国的に森林所有者の高齢化や相続による世代交代等が進む中、森林所有者の森林管理に対する意欲の低下は顕著なものとなっており、国においては、このような課題に対応するため、森林の経営管理を市町村が行うことで森林の適切な管理を確保することを目的とした森林経営管理法が平成31年4月に施行されました。

第3期のひろしまの森づくり事業の検証結果によれば、森林所有者の特定や森林境界の明確化に多大な労力を要しているとともに、所有する森林の手入れを実施しない森林所有者が増加しており、これまでひろしまの森づくり事業では対応できなかった森林所有者に施業意思がない森林や所有者不明の森林については、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度を活用して市町が整備を進めていくこととしています。

ひろしまの森づくり県民税と森林環境譲与税の活用

森林整備における喫緊の課題に対応して導入された「森林経営管理制度」を踏まえ、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源の安定的な確保の観点から、「森林環境税」（令和6年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元年度から譲与）が創設されました。

本県においては、県民主体の森づくりを進めるための「ひろしまの森づくり県民税」と、市町主体の森林管理を進めるための「森林環境譲与税」の両税を活用し、森林の適切な管理に取り組んでいます。

【両税の使途区分における基本的な考え方】

区 分		ひろしまの森づくり県民税	森林環境譲与税
森林整備	人工林	所有者の施業意思がある人工林の整備	所有者の施業意思がない人工林の整備
	里山林	所有者を含めた地域住民が課題を抱える里山林の整備	当面は、人工林整備を優先
人材育成		ボランティアや地域の森林管理団体の育成活動を支援	市町が推進する森林整備の担い手（林業経営体等）の育成【県が支援】
木材利用		住宅等の県産材利用による森林資源の利用促進	公共建築物等の木材利用を通じた普及啓発
普及啓発		県民に対して、森林林業の体験活動や理解促進を支援	森林環境譲与税の使途について公表

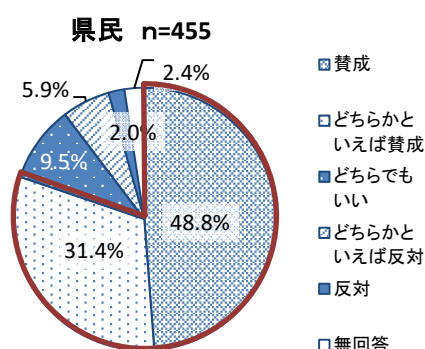
第4章 県民アンケート調査結果（県民の意見）について

今回の見直しを行うにあたって、県民の皆様の意見を反映するために実施した「令和3年度ひろしまの森づくり県民アンケート調査」の結果は次のとおりです。

- 県民、企業、林業関係者等に対し、ひろしまの森づくり県民税の継続の可否等について県民アンケートを実施したところ、県民の8割が継続に賛成
- 継続の場合の期間は、県民の7割が5年以上と回答
- 継続の場合の税額は、現行の500円が最多の5割、7割が現行以上と回答

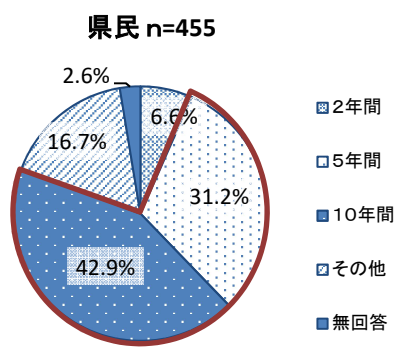
県民（県内に居住する18歳以上の男女1,000人（回答455人）、法人300社（回答119社）を無作為抽出、森林・林業関係団体677団体（回答566団体）および23市町を有意抽出し、令和3年6～7月にかけてアンケートを実施しました。以下は県民（回答455人）におけるアンケート結果です。

○制度の継続の賛否



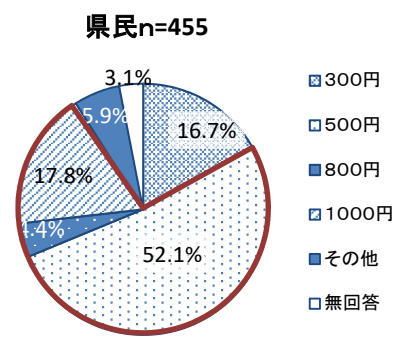
8割が継続に賛成

○制度を継続する場合の期間



7割が現行（5年間）以上と回答

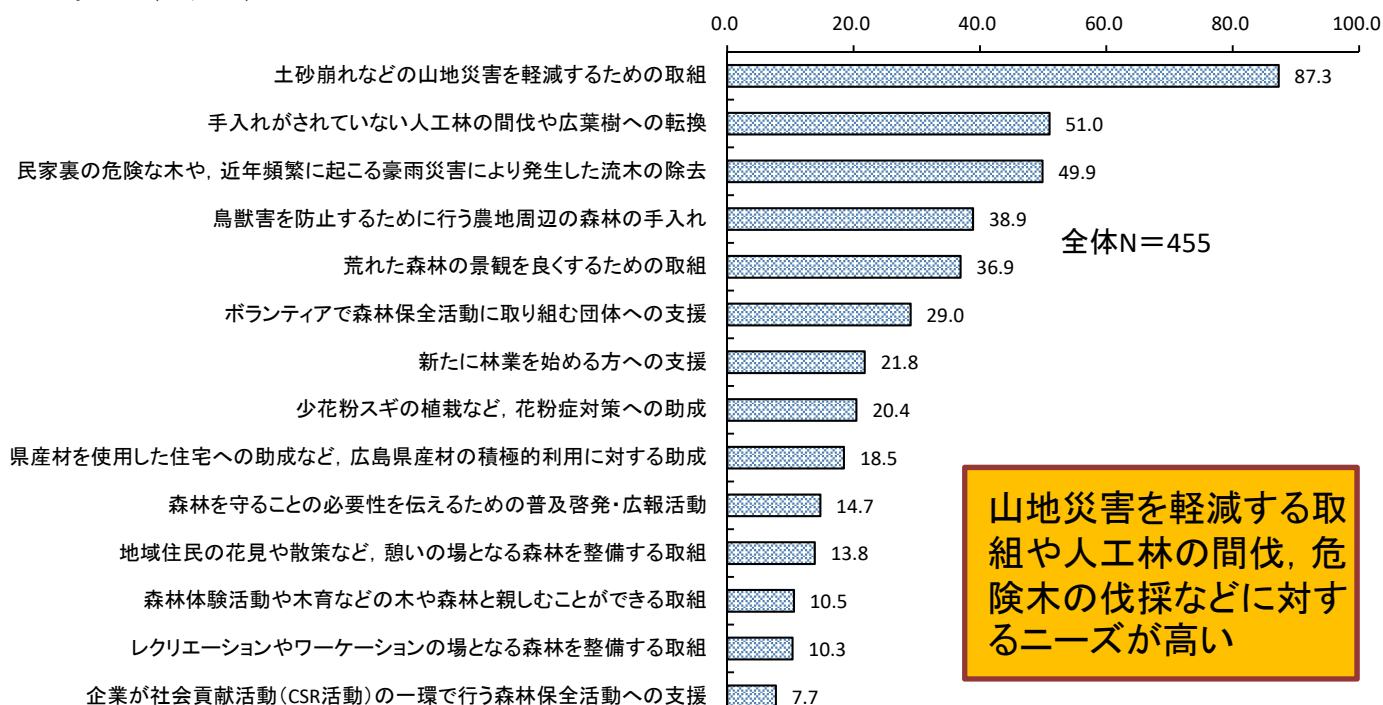
○制度を継続する場合の税額



7割が現行（500円）以上と回答

○県民税の用途

問：「ひろしまの森づくり県民税」を継続する場合、県民税の使いみちについて、今後どのようなことに力を入れていくべきと思いますか。（○印5つ）



山地災害を軽減する取組や人工林の間伐、危険木の伐採などに対するニーズが高い

第5章 森林・林業施策の基本方針について

2025 広島県農林水産業アクションプログラム

本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の方向性と連動した2025 広島県農林水産業アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を令和3年3月に定めており、農林水産業の各分野において10年後の姿を目指した施策を推進しています。

▶ 林業分野

○ 森林資源経営サイクルの構築

主伐・再造林の循環による森林資源経営サイクルを構築することで、10年後には林業経営適地の集約化が図られ、経営力の高い林業経営体により、年間40万m³の県産材が安定的に生産されて持続的な経営が行われている状態を目指す。

○ 森林資源利用フローの推進

森林資源利用フローを推進することで、生産された県産材が流通・加工・利用まで効率的に流れ、社会において住宅分野をはじめ幅広い分野で有効な資源として利活用されている状態を目指す。

▶ 防災・減災分野

○ 山地災害防止に向けた取組

平成30年7月豪雨により被災した箇所の復旧事業を完了させることで、被災地において安全な生活基盤を確保するとともに、効率的かつ効果的な治山施設の整備や、既設施設の老朽化対策を進めることで、山地災害が未然に防止され、山地災害による県民への影響が減少している状態を目指す。

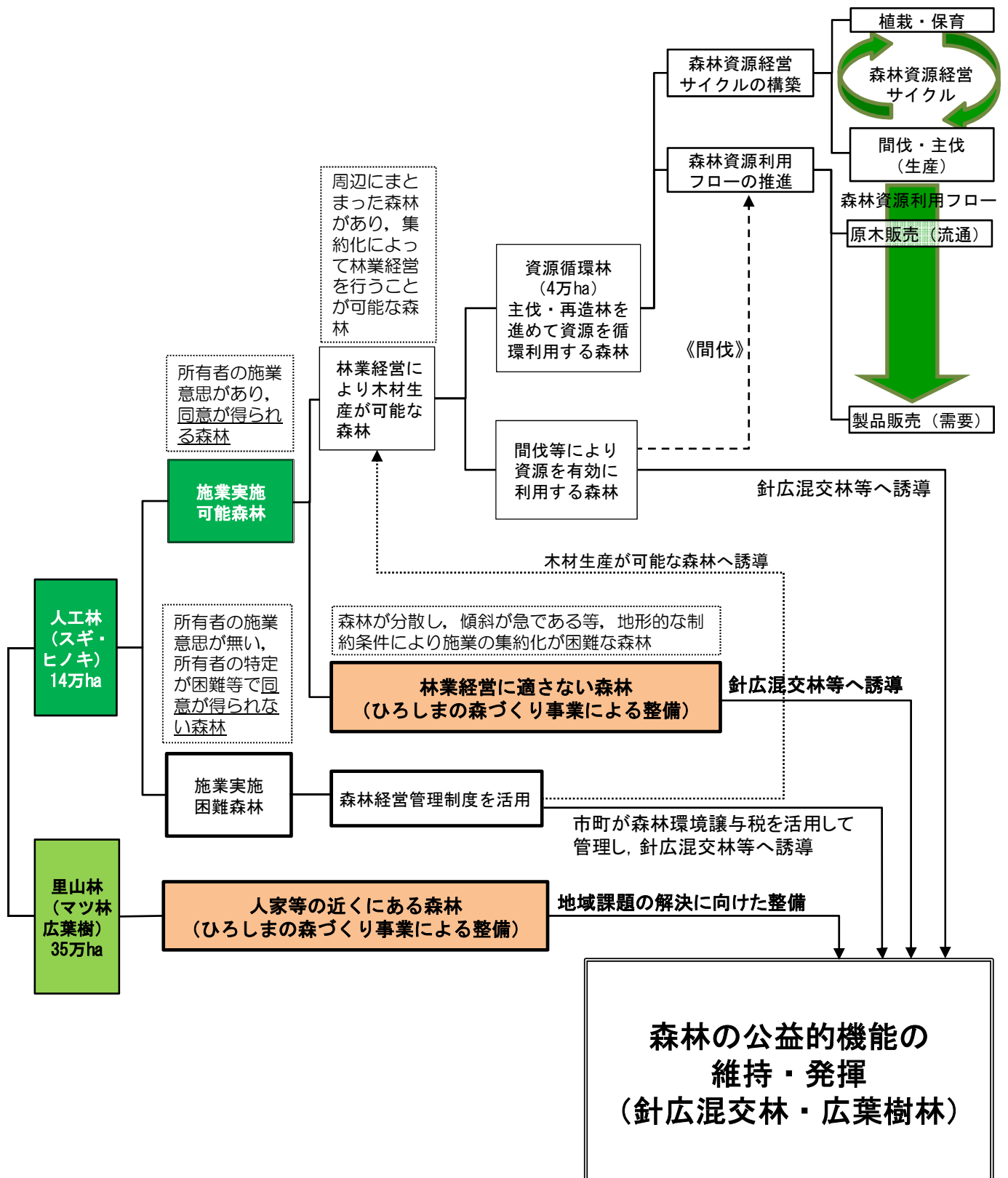
▶ 中山間地域分野

○ 森林の公益的機能の維持

公益的機能の低下が懸念されている森林を整備することで、森林の有する公益的機能の維持・発揮を図るとともに、地域住民等による自主的・継続的な森林保全活動を拡大させ、県民参加の森づくりが推進されている状態を目指す。

本県の森林・林業施策の体系図

アクションプログラムにおける本県の森林資源別の施策体系は次のとおりであり、人工林のうち林業経営に適さない森林や里山林のうち人家等の近くにある森林については、針広混交林や広葉樹林に誘導することで、森林の公益的機能の維持・発揮を図ります。



第6章 第3期の課題への対応について

課題解決に向けた対応方針

森林を取り巻く環境の変化、県民アンケート調査結果及びアクションプログラムに示した基本方針を踏まえて、第3期の取組の検証から抽出された課題の解決に向けた対応方針を次のとおり整理しました。

第3期区分		第3期の課題	対応方針
整備の必要性が高い森林の再生	人工林対策	▶H30豪雨災害では傾斜が緩い森林においても土砂災害が頻発した。 ▶不在村森林所有者の増加や世代交代が進んでいるため、同意の取得が年々困難になってきている。	● 新たな集中実施箇所は、これまでの急傾斜基準よりも緩い傾斜を含めた森林を対象とする。 ● 同意が得られない森林については、森林経営管理制度の活用により対応することとする。
	里山林対策	▶地域住民等の活動範囲が地域内に限定され、活動地域に広がりがない。 ▶地域が抱える里山の課題の把握が進んだ市町と進んでいない市町との間で整備面積に差が生じている。	● 地域課題の把握が進んでいる市町を参考として、具体的な推進体制や取組方法を市町間で共有し、里山林整備に対する意識の醸成を図る。 ● 県内全域に里山林整備に係る地域課題は潜在化していると考え、各市町において地域課題の具体化（整備目標の設定）が図られるよう促進する。
森林資源の利用促進		▶小規模住宅建築会社では、人員が少なく県産材への切り替えに労力が割けないことから、県産材の利用が進んでいない。 ▶全国展開する住宅建築会社では、製品の安定的な調達に不安があることから、県産材の利用が進んでいない。	● これまでの取組に加えて、県産材の利用が進んでいない小規模住宅建築会社や全国で展開する住宅建築会社に対し、外材から県産材への転換に向けた取組を推進する。
新たな森の守り手の育成		▶森の守り手は、活動の継続に向けて人材確保や運営ノウハウの不足など、不安要素が大きい。 ▶過疎化や高齢化が進む地域では人材や体制の不足が顕著であるため、森林保全活動には地域差が生じている。	● 団体の継続的な活動を確保するため、ノウハウの習得等の課題解決に向けた取組を支援するなど、団体が里山林を継続して管理できる体制づくりを目指す。 ● 森林保全活動の地域格差を解消するため、取組の進んでいる市町を基準に、県内全体の団体数を引き上げる。 ● 里山林対策と一体的に実施する。
県民理解の促進		▶令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響から活動が停滞し、従来の規模での再開が困難となっている。 ▶税の認知度は向上したが、使途の認知度は5.5%と低い状況にある。	● コロナの影響で森林ボランティア活動に制限がかかる中、従来の活動形態にこだわらない新しい技術を活用した取組など、ウィズ・アフターコロナに対応した森林保全活動を展開する。 ● 使途の認知度向上を目指した広報を実施する。

今後の必要な取組等

アクションプログラムに基づき、引き続き森林の公益的機能の維持・発揮を推進するため、前項の対応方針を踏まえ、今後の必要な取組を4つの区分に整理しました。

- 人工林対策については、引き続き、県民生活への影響が大きい森林の集中的な整備等を進めますが、対象を20度以上の緩い傾斜まで広げることとします。
- 里山林対策については、新たな森の守り手の育成として進めてきた担い手対策を取り込むとともに、これまでの継続的な取組に加え、新たに、各市町における潜在的な地域課題の具体化を図るため、地域課題別に住民意見を反映した「里山林整備方針」の作成に取り組むこととします。
- 森林資源の利用促進については、引き続き、住宅建築会社等を対象に、製材工場との安定供給に基づく県産材製品の利用拡大に向けた取組への支援を実施することとします。
- 県民理解の促進については、税の使途に対する理解を促す取組を強化することとします。

これらの全ての取組は、既存の他の補助事業の内容に鑑みると、これまでの「ひろしまの森づくり事業」を継続し、その中で実施することが最適であると考えています。

各取組の所要額は、県民アンケート調査結果を踏まえて実施期間を5年間に設定したうえで、これまでの実績等を勘案して定めた取組規模等を基に推計しており、全ての取組を5年間進めるための所要額は43億円となります。

区分	今後の必要な取組	対 象		所要額
		森 林	人・法人	
人工林対策	○手入れ不足の人工林のうち、県民生活への影響が大きい森林の集中的な整備 ○整備に必要な森林作業道の開設・補修 ○整備に必要な境界の明確化等	●林業経営に適さない人工林 ●傾斜20度以上かつ保全対象から250m未満	●森林管理の意思がある森林所有者	17億円
里山林対策	○地域住民が課題を抱える里山林の課題解決のための整備 ○地域課題別に住民意見を反映した市町による里山林整備方針の作成 ○住民が主体となった里山林整備活動 ○松くい虫、ナラ枯れ被害などの原因となる森林病害虫のまん延防止	●人家等の近くにあり、地域住民が課題を抱えている里山林	●地域住民 ●市町	16億円
	○里山の森林保全活動を行う既存団体の組織体制維持 ○森林保全活動を行う新規団体設立促進		●森林保全活動団体等 ●既存の地域組織	2億円
森林資源の利用促進	○県産材を採用した標準仕様書の作成 ○製材工場との県産材製品の安定供給協定 ○製材工場と連携した外材から県産材への切り替え ○外材から県産材への切り替え事務の代行	—	●住宅建築会社等	5億円
県民理解の促進	○森林・林業への関心が高まる機会となる取組の促進 ○森林ボランティア活動の推進 ○税の使途や事業の内容・成果などの県民理解を図るための広報	—	●県民全体 ●納税者	3億円
合 計				43億円

第7章 次期（第4期）における推進方針について

取組の方針

次期の「ひろしまの森づくり事業」は、県民アンケート調査において、山地災害を軽減する取組や危険木の伐採等の地域の暮らしを守る対応へのニーズが高かったことを踏まえ、目指す姿を「地域の暮らしを守る県民参加の森づくりの推進」と定め、第6章で整理した取組を反映させた次の方針に基づき、5年間継続して取り組んでいくこととします。

【 第4期 ひろしまの森づくり事業の推進方針 】

目指す姿	施策区分	取組の方針	取組のポイント
（地域の暮らしを守る県民参加の森づくりの推進） 森林の有する公益的機能の維持・発揮	人工林対策	● 手入れ不足の人工林のうち、荒廃が進んだ際に県民生活への影響が大きくなる森林を集中的に整備し、土砂災害防止とともに、森林吸収源対策の推進など、公益的機能の維持・発揮を図る。	➤ 県民生活への影響が大きい箇所を集中的に整備する方針を継続しつつ、対象箇所の傾斜基準を、30度以上から20度以上に見直す。
	里山林対策	● 環境悪化、土砂崩れの恐れ、鳥獣被害などの地域住民が抱える里山林の課題を解決するための森林整備を行う。 ● 地域住民等で構成された森林保全活動団体が里山林を継続して管理できる体制づくりを目指す。	➤ 地域が抱える潜在的な課題について、地元と市町の認識の共有化を図るため、地域課題別に住民意見を反映させた里山林の整備方針を作成し、方針に沿った整備を進める。 ➤ 里山の森林保全活動を行う活動団体が無い地域において、既存の地域組織（自治組織や農地管理団体など）の参画を促し、新規団体数を増加させる。
	森林資源の利用促進	● 木造建築物における県産材利用を通じて、森林資源の循環利用を促進させ、森林の適正な管理と森林整備の促進を図る。 ● 県産材を採用した標準仕様書を作成し、製材工場との安定供給協定に基づき県産材製品の供給を受けて木造建築物を建築する取組を推進する。	➤ 小規模住宅建築会社に対しては、外材から県産材への切り替え事務を代行する取組を支援する。 ➤ 全国展開する住宅建築会社に対しては、県と製材工場が連携して外材からの切り替えを働きかける。
	県民理解の促進	● 県民に対して、森林・林業への関心が高まる機会となる取組を支援する。 ● 税の趣旨、使途や事業の理解促進、森づくり事業に対する理解を得るための広報を市町と連携して実施する。	➤ 再評価されている野外レクリエーションとしての森林の活用や、新しい技術を活用した取組など、ウイズ・アフターコロナに対応した森林保全活動を展開する。 ➤ 認知度の向上だけでなく、税の使途や事業の内容・成果などへの県民理解を深めるための広報を実施する。

具体的な取組内容

人工林対策

1 取組の方針

荒廃が進んだ際に県民生活への影響が大きくなる箇所の基準を設定し、手入れ不足の人工林を集中的に整備することで、土砂災害防止とともに、森林吸収源対策の推進など、公益的機能の維持・発揮を図る。

2 取組のポイント

- 平成30年7月豪雨での土砂災害の発生状況を踏まえて、対象森林の傾斜基準を30度以上から20度以上に変更する。

3 取組の対象

- 対象森林：林業経営に適さない人工林のうち、次の太枠で囲まれた範囲にある森林
- 対象者：森林を手入れする意思のある森林所有者

林地の傾斜	保全対象からの距離	
	250m未満	250m以上
20度以上	【荒廃が進んだ場合、影響の大きい箇所】 範囲内の手入れ不足の人工林1.2万haのうち、 3,800haを間伐する。	危険度が高い場合は随時整備
20度未満	森林所有者等による手入れを実施	

4 成果目標の設定

成果目標	現状値(R2)	目標値 (R4~8)
手入れ不足の人工林の間伐面積(ha/年)	635ha/年	760ha/年

5 主な取組内容

15年（保安林等は10年）以上手入れがされずに放置されている16～60年生のスギ・ヒノキ人工林のうち、県民生活への影響が大きい箇所について集中的に間伐を実施する。

区分		取組内容
(補)環境貢献林整備事業	人工林健全化	手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林について、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、下層植生や根系の発達、樹木の生長を確保するための適切な間伐を行い、下草が生える健全な人工林に誘導する。
	針広混交林化	手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林のうち、人工林としての維持が困難な森林について、強度間伐等により広葉樹の侵入を誘導し、針広混交林化する。
	被害木の処理	強風や大雪などにより被害を受け、公益的機能の発揮が阻害されている人工林について、被害木を処理し、公益的機能を回復する。
	森林作業道の整備	人工林健全化や針広混交林化する森林の整備に必要となる森林作業道や、付帯する木製構造物を整備する。
	簡易な木製構造物の設置	
	事業推進費	市町や住民団体等が手入れ不足の人工林を解消するために行う森林整備の働きかけや境界明確化など、上記事業を推進するために要する取組を実施する。

(補):補助金事業

里山林対策

1 取組の方針

環境悪化や土砂崩れの恐れ、鳥獣被害などの課題のある里山林の整備を進めるとともに、里山林整備に対する意識の醸成を図ることで、潜在する地域課題を具体化する。

また、地域住民団体等による里山林の管理が将来にわたって継続して行われるよう、既存団体の組織運営の安定化や、新規団体の設立促進につながる支援を実施する。

2 取組のポイント

- 地域が抱える潜在的な課題を市町単位で抽出して、共通する課題の解決策を検討し、住民意見等を反映させた里山林の整備方針を作成した上で、その方針に沿った整備が推進される体制を構築する。
- 森林保全活動を行う既存団体に対しては、安定的な活動継続につながる取組を支援するとともに、活動団体のない地域においては新規設立や参画を促進する。

3 取組の対象

●対象森林：里山林のうち、次のような課題のある森林

●対象者：里山林に関わる次の地域住民等

対象森林	対象者
● 放置され環境が悪化している森林 ● 木の生育不足などで土砂崩れが起こりやすくなっている森林 ● 農作物被害を及ぼす野生鳥獣の隠れ場所になる森林	● 里山林の課題を抱える地域住民 ● 森林保全活動に取り組む住民団体等 ● 自治会や農業法人などの住民団体 ● 市町

4 成果目標の設定

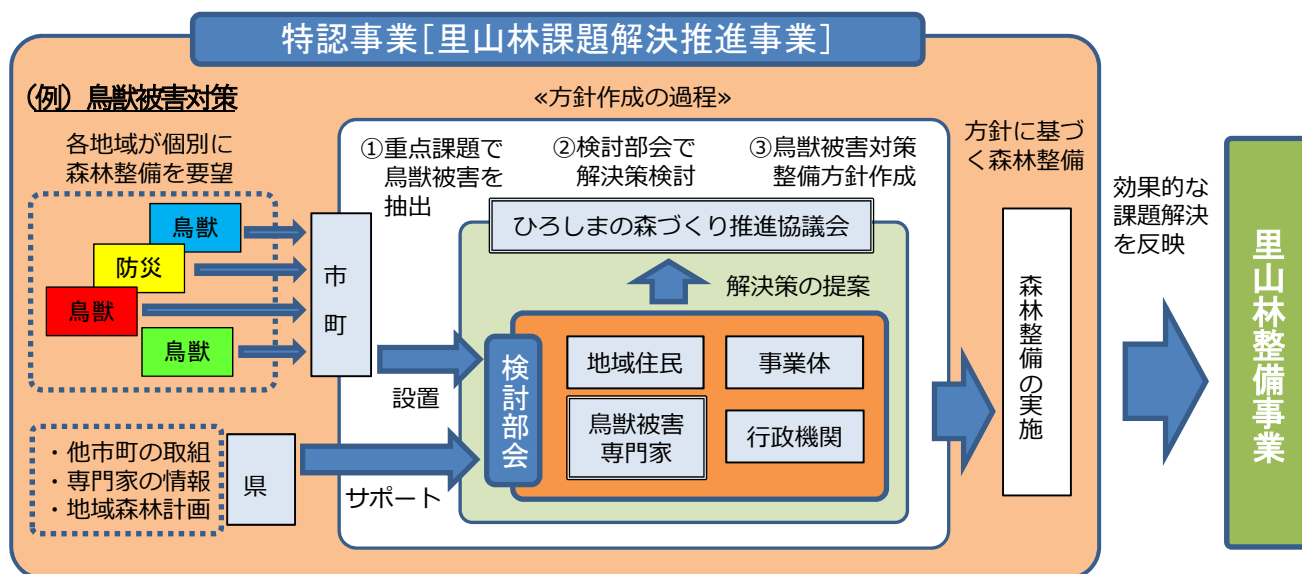
里山林の課題解決には、地域住民を中心とした森林整備後の継続的な管理体制の確保が重要であることから、里山を活用しながら管理する活動に取り組む地域住民団体の少ない地域を中心に新規設立などの働きかけを行い、県内全域に里山林を活用した活動団体が存在する状態を目指すことで、里山林の課題解決の推進につなげる。

成果目標	現状値(R2)	目標値(R8)
里山林を活用しながら管理する団体数(団体/年)	69	116

5 地域住民等と市町が協働した里山林の課題解決の推進について

里山林の課題解決については、地域住民からの整備要望に沿った対策を進めているが、要望箇所の多い課題については、市町全域での課題として取り組む必要がある。

重点的に取り組むべき里山林の課題については、各市町に設置している「ひろしまの森づくり推進協議会」の下に、重点課題の解決策を検討する部会を新たに設置し、専門家や地域住民の意見に基づく整備方針を作成して計画的な整備を進めることで効果的な課題解決の方法を確立させ、それを他の地区に波及することを目指す。



6 主な取組内容

区分		取組内容
(交) 里山林整備事業	環境改善型	里山林の公益的機能の維持・発揮を目的とした森林整備を実施
	防災・減災型	環境変化により地域住民の生活に悪影響を与えている森林について、影響の改善を図るための森林整備
	鳥獣被害防止型	土砂崩壊等の災害の恐れのある森林における、防災・減災機能の改善を目的とした森林整備
(交) 里山保全活用支援事業		農業被害等を及ぼす野生鳥獣の隠れ処を無くするための森林整備
(交) 特認事業	地域資源保全活用事業	地域住民団体などによる里山林の保全活用を目的とした自主的な活動を支援
	里山防災林整備事業	地域資源である森林の風景やランドマーク、森林と触れ合う場所を再生する活動を支援
	里山林課題解決推進事業	土砂災害の恐れがある地域の上流森林を対象に、防災・減災を目的とした地域における自主的な森林整備及び管理を支援
(補) 森林病虫害被害対策事業		市町が重点的に取り組むと判断した里山林の課題について、市町が作成する整備方針に基づく森林整備を実施
(補) 森林病虫害被害対策事業		松くい虫やナラ枯れなどの森林病虫害のまん延を防止するための被害木の駆除や薬剤処理等の防除
(交) 事業推進費		事業推進にかかる説明会・講習会の開催経費、境界明確化等の経費など

(補):補助金事業, (交):交付金事業

森林資源の利用促進

1 取組の方針

県産材を採用した標準仕様書を作成し、製材工場との安定供給協定に基づく県産材製品を使用した住宅等の木造構造物を建築する住宅建築会社等に対して、県産材の利用量に応じて支援する取組に加え、小規模住宅建築会社や全国で展開する住宅建築会社に対し、外材から県産材への転換に向けた取組を推進する。

2 取組のポイント

- これまでの取組に加えて、プレカット加工業者が住宅建築会社を取りまとめて切り替え事務を代行する取組への支援を追加する。

3 取組の対象

- 対象者：住宅建築会社、プレカット加工業者

住宅建築会社の規模	規模別の取組内容
県内の住宅着工10棟/年以上の住宅建築会社	製材工場と連携し、住宅建築会社に対する協定締結等による安定供給を含めた県産材利用の提案を実施し、住宅建築会社が県産材を利用する。
全国で展開する住宅建築会社	
県内の住宅着工10棟/年未満の住宅建築会社	プレカット加工業者が住宅建築会社を取りまとめて県産材への切り替え事務を代行し、県産材を利用する。

4 成果目標の設定

成果目標	現状値(R2)	目標値(R8)
木造建築物における県産材利用量 (原木ベース)	6.7万m ³	8.2万m ³

5 主な取組内容

県産材の利用拡大を行うことにより、林業経営を後押しし、木材利用を通じた森林の整備を拡大させる。

区分	取組内容
(補) 県産材消費拡大支援事業	木造建築物での県産材の利用拡大を図るため、県産材利用量に応じて支援

(補):補助金事業

県民理解の促進

1 取組の方針

森林・林業への関心が高まる機会となる取組を支援するとともに、ひろしまの森づくり県民税を活用した取組内容や事業効果について、県民の理解が深まる広報を実施する。

2 取組のポイント

- 自然空間の中で感染リスクを回避できる森林レクリエーションなどの取組の推進とともに、従来の森林内での活動に加え、デジタル技術の活用による間接的・疑似的体験などの新しい取組の推進

3 取組の対象

- 対象者：県民全体

目的	対象者
森林・林業への関心を高める	県民全体
税を活用した取組内容や事業効果の理解を深める	税をご負担いただいている県民及び法人

4 成果目標の設定

引き続き、県民の事業（税）に対する認知度50%を目指すとともに、具体的な使途や事業成果についてまで県民の理解を深めるため、税を活用した取組内容等の認知度を成果目標として設定する。（事業（税）に対する認知度の60%として設定）

成果目標	現状値(R2)	目標値(R8)
ひろしまの森づくり県民税を活用した取組内容等の認知度	5.5%	30%

5 主な取組内容

区分	取組内容
(交) 森林・林業体験活動支援事業	森林の機能や林業の現状・役割について学ぶ森林・林業体験学習の開催支援や、木材に触れ合う機会となる木育活動への支援など
(交) 特認事業 [森林・林業体験活動支援事業]	広域的な取組を推進するため、市町域を越えて都市と山村が連携して取り組む森林・林業体験学習の支援など
(県) 広報事業	特別に税を徴収していることや税の趣旨、使途の明確化や事業の理解促進、森づくり活動に対する関心を高めるための広報を実施

(交): 交付金事業, (県): 県が実施する事業

事業名一覧

次期（第4期）における施策区分ごとの事業構成は次のとおりとしました。

第 3 期				
目 指 姿	施策区分		事 業 名	
（森林の持つ公益的機能を持続的に発揮 （県民のだれもが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現）	整備の必要性が高い森林の再生	人工林対策	環境貢献林整備事業	人工林健全化
				針広混交林化
				被害木の処理
				森林作業道の整備
				簡易な木製構造物の設置
				事業推進費
		里山林対策	里山林整備事業	景観保全型
				地域資源活用型
				環境緑化・保全型
				防災・減災型
				鳥獣被害防止型
			特認事業 〔地域資源保全活用事業〕	
			特認事業 〔里山防災林整備事業〕	
			森林病虫害被害対策事業	
	森林資源の利用促進	県産材消費拡大支援事業		
		県産材利用対策事業		
	新たな森の守り手の育成	里山活用・保全活動支援事業		
	県民理解の促進	里山保全活用支援事業		
		森林・林業体験活動支援事業		
		広報事業		
	特認事業〔その他〕			
	事業推進費			

次期（第4期）計画			
目指す姿	施策区分	事業名	
（森林の有する公益的機能の維持・発揮 （地域の暮らしを守る県民参加の森づくりの推進）	人工林対策	（補）環境貢献林整備事業	人工林健全化
			針広混交林化
			被害木の処理
			森林作業道の整備
			簡易な木製構造物の設置
			事業推進費
		（交）里山林整備事業	環境改善型
			防災・減災型
			鳥獣被害防止型
	里山林対策	（交）	里山保全活用支援事業
		（交）	特認事業 〔地域資源保全活用事業〕
		（交）	特認事業 〔里山防災林整備事業〕
		（交）	特認事業 〔里山林課題解決推進事業〕 【新規】
		（補）	森林病虫害被害対策事業
		森林資源の利用促進	（補）
	県民理解の促進	（交）	森林・林業体験活動支援事業
		（県）	広報事業
		（交）特認事業〔その他〕	
		（交）事業推進費	

（補）：補助金事業，（交）：交付金事業，（県）：県が実施する事業

第8章 ひろしまの森づくり県民税について

「ひろしまの森づくり県民税」は、県土の保全や水源かん養等の生活環境の形成など、すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力のもとで、森林を県民全体で守り、育てる施策の財源に充てることを目的として、平成19年度に創設しました。

森林の公益的機能の恩恵は県民に広く及ぶことから、この「ひろしまの森づくり県民税」は、県民全体で広く・等しく分担するという考え方に基づいて、県民税均等割の超過課税方式により課税し、年間8億円を超える税込により、第3期までの「ひろしまの森づくり事業」の貴重な財源となっています。

次期「ひろしまの森づくり事業」として来年度以降に取り組んでいく施策を実施するためには、引き続き安定した財源の確保が必要であり、その財源として、これまでと同様に、県民の皆様に広く「ひろしまの森づくり県民税」の御負担をお願いしたいと考えています。

また、税率については、次期「ひろしまの森づくり事業」における所要額（令和4年度から令和8年度までの5年間で約43億円）と同程度の税込が見込めることや、県民アンケート調査における回答結果などを踏まえ、現行と同様の税率を考えています。

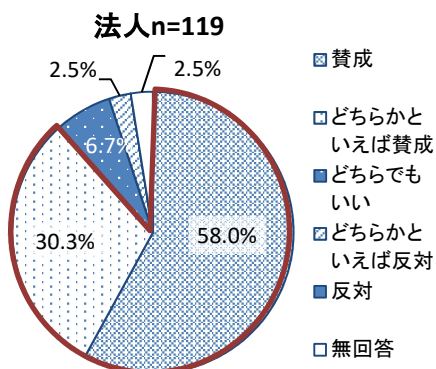
項 目	ひろしまの森づくり県民税の内容		
目 的	県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民や企業の皆様に広く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進する		
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式		
納める人	個人	■毎年1月1日現在で県内に住所がある人 ■県内に事務所、事業所、家屋敷を持っている人で、その市町内に住所のない人 【非課税対象者】 ・生活保護法による生活扶助受給者 ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の者 ・前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の者	
	法人	■毎年1月1日現在で県内に事務所、事業所などを持っている法人 ■県内に事務所などを持っている法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの	
納める額 (税率)	個人	■年額 500円（現行の均等割額に500円を加算）	
	法人	■年額 均等割額の税率の5%相当額	
		資本金等の額	ひろしまの森づくり県民税
		50億円超	年額 40,000円
		10億円超～50億円以下	年額 27,000円
		1億円超～10億円以下	年額 6,500円
		1千万円超～1億円以下	年額 2,500円
		1千万円以下	年額 1,000円
課税の期間	個人	■令和4年度分～令和8年度分	
	法人	■令和4年4月1日～令和9年3月31日の間に開始する各事業年度分	

参考 県民アンケート調査結果（法人の意見）について

県内に所在する法人300社を無作為抽出し、令和3年6～7月にかけてアンケートを実施しました。

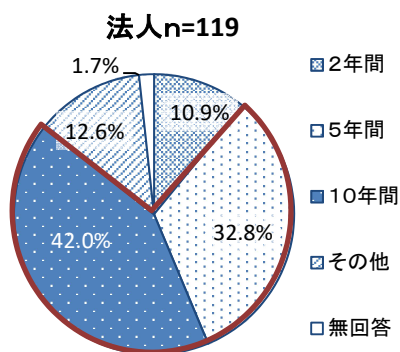
以下は、回答のあった119社におけるアンケート結果です。

○制度の継続の賛否



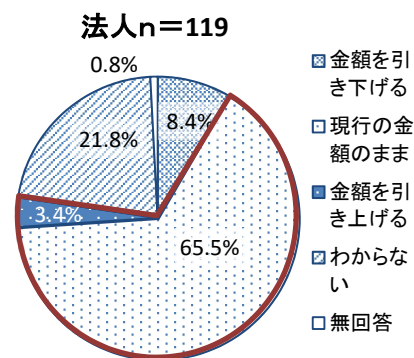
9割が継続に賛成

○制度を継続する場合の期間



7割が現行(5年間)以上と回答

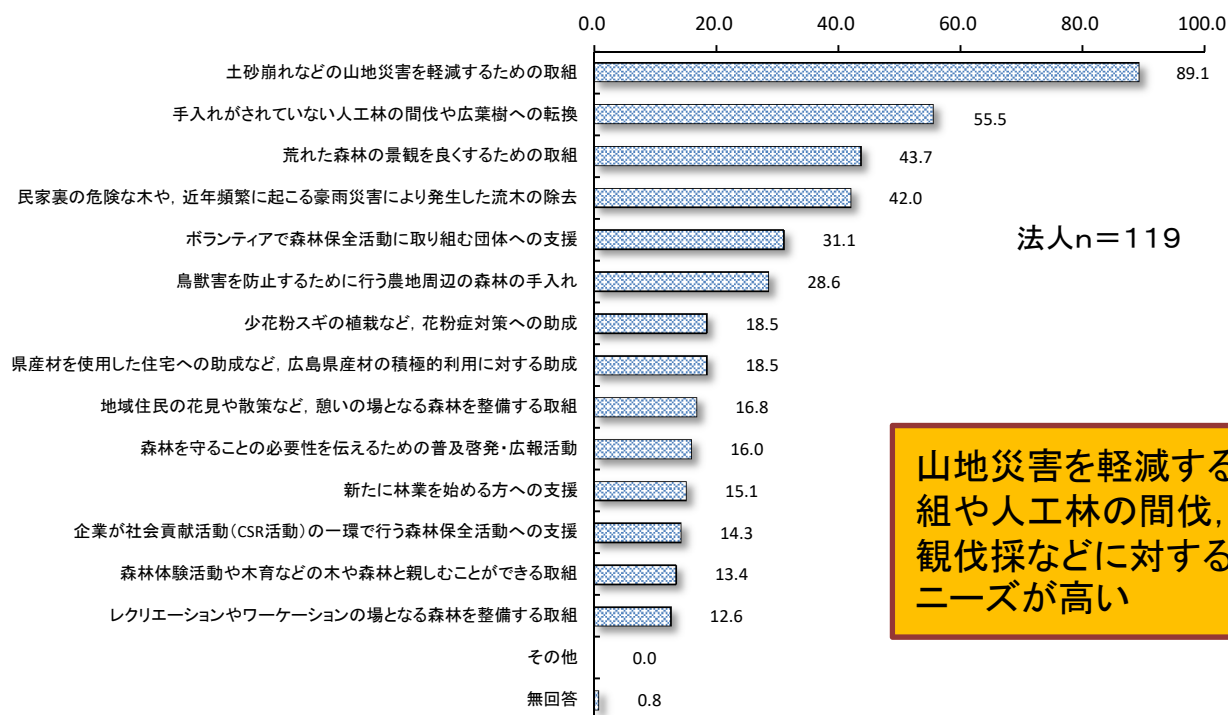
○制度を継続する場合の税額



7割が現行(5%)以上と回答

○県民税の用途

問：「ひろしまの森づくり県民税」を継続する場合、県民税の使いみちについて、今後どのようなことに力を入れていくべきと思いますか。（○印5つ）



山地災害を軽減する取組や人工林の間伐、景観伐採などに対するニーズが高い

参考 他府県の独自課税の状況について

府県名 (37府県)	名 称	税率(年間)		導入時期 (上程議会)	課税期間 又は 見直し期間	継続状況	
		個人	法人 (均等割額の上乗せ)				
岩手県	いわての森林づくり県民税	1,000円	10%	H18.4月 (H17.12月議会)	5年	Ⅳ期	R3年4月～R8年3月
宮城県	みやぎ環境税	1,200円	10%	H23.4月 (H22.2月議会)	5年	Ⅲ期	R3年4月～R8年3月
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	800円	8%	H20.4月 (H19.11月議会)	概ね5年	Ⅲ期	H30年4月～R5年3月
山形県	やまがた緑環境税	1,000円	10%	H19.4月 (H18.12月議会)	5年	Ⅲ期	H29年4月～R4年3月
福島県	森林環境税	1,000円	10%	H18.4月 (H17.2月議会)	5年	Ⅳ期	R3年4月～R8年3月
茨城県	森林湖沼環境税	1,000円	10%	H20.4月 (H19.12月議会)	概ね5年	Ⅲ期	H30年4月～R4年3月
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	700円	7%	H20.4月 (H19.6月議会)	10年 (5年見直し)	Ⅱ期	H30年4月～R10年3月
群馬県	ぐんま緑の県民税	700円	7%	H26.4月 (H25.2月議会)	5年	Ⅱ期	H31年4月～R6年3月
神奈川県	水源環境保全税	均等割:300円 所得割:0.025%	—	H19.4月 (H17.9月議会)	5年	Ⅲ期	H29年4月～R4年3月
富山県	水と緑の森づくり税	500円	5～12.5%	H19.4月 (H18.9月議会)	5年	Ⅲ期	H29年4月～R4年3月
石川県	いしかわ森林環境税	500円	5%	H19.4月 (H18.12月議会)	5年	Ⅲ期	H29年4月～R4年3月
山梨県	(通称)山梨県森林環境税	500円	5%	H24.4月 (H23.9月議会)	概ね5年	Ⅱ期	H29年4月～R4年3月
長野県	長野県森林づくり県民税	500円	5%	H20.4月 (H19.11月議会)	5年	Ⅲ期	H30年4月～R5年3月
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	1,000円	10%	H24.4月 (H23.12月議会)	5年	Ⅱ期	H29年4月～R4年3月
静岡県	静岡県森林(もり)づくり県民税	400円	5%	H18.4月 (H17.12月議会)	5年	Ⅳ期	R3年4月～R8年3月
愛知県	あいち森と緑づくり税	500円	5%	H21.4月 (H20.2月議会)	10年 (5年見直し)	Ⅱ期	H31年4月～R6年3月
三重県	みえ森と緑の県民税	1,000円	10%	H26.4月 (H25.2月議会)	概ね5年	Ⅱ期	H31年4月～R6年3月
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	800円	11%	H18.4月 (H17.7月議会)	概ね5年	Ⅳ期	R3年4月～R8年3月
京都府	豊かな森を育てる府民税	600円	—	H28.4月 (H27.12月議会)	5年	Ⅱ期	R3年4月～R8年3月
大阪府	森林環境税	300円	—	H28.4月 (H27.9月議会)	概ね4年	Ⅱ期	R2年4月～R6年3月
兵庫県	県民緑税	800円	10%	H18.4月 (H17.2月議会)	5年	Ⅳ期	R3年4月～R8年3月
奈良県	森林環境税	500円	5%	H18.4月 (H17.2月議会)	5年	Ⅳ期	R3年4月～R8年3月
和歌山県	紀の国森づくり税	500円	5%	H19.4月 (H17.12月議会)	5年	Ⅲ期	H29年4月～R4年3月
鳥取県	森林環境保全税	500円	5%	H17.4月 (H16.2月議会)	導入時3年 それ以降5年	Ⅳ期	H30年4月～R5年3月
島根県	島根県水と緑の森づくり税	500円	5%	H17.4月 (H16.12月議会)	5年	Ⅳ期	R2年4月～R7年3月
岡山県	おかやま森づくり県民税	500円	5%	H16.4月 (H15.11月議会)	5年	Ⅳ期	H31年4月～R6年3月
広島県	ひろしまの森づくり県民税	500円	5%	H19.4月 (H18.12月議会)	5年	Ⅲ期	H29年4月～R4年3月
山口県	やまぐち森林づくり県民税	500円	5%	H17.4月 (H17.2月議会)	5年	Ⅳ期	R2年4月～R7年3月
愛媛県	愛媛県森林環境税	700円	7%	H17.4月 (H16.12月議会)	5年	Ⅳ期	R2年4月～R7年3月
高知県	森林環境税	500円	500円	H15.4月 (H15.2月議会)	5年	Ⅳ期	H30年4月～R5年3月
福岡県	福岡県森林環境税	500円	5%	H20.4月 (H18.12月議会)	15年を目途 (必要がある場合は見直し)	Ⅱ期	H30年4月～
佐賀県	佐賀県森林環境税	500円	5%	H20.4月 (H19.11月議会)	5年	Ⅲ期	H30年4月～R5年3月
長崎県	ながさき森林環境税	500円	5%	H19.4月 (H18.11月議会)	5年	Ⅲ期	H29年4月～R4年3月
熊本県	水とみどりの森づくり税	500円	5%	H17.4月 (H17.2月議会)	5年	Ⅳ期	R2年4月～R7年3月
大分県	森林環境税	500円	5%	H18.4月 (H17.2月議会)	5年	Ⅳ期	R3年4月～R8年3月
宮崎県	森林環境税	500円	5%	H18.4月 (H18.2月議会)	5年	Ⅳ期	R3年4月～R8年3月
鹿児島県	みんなの森づくり県民税	500円	5%	H17.4月 (H16.6月議会)	5年	Ⅳ期	R2年4月～R7年3月